

第 69 号

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例(平成19年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第8項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第6号及び第6項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第10項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第46条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第13条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第12条及び附則第6条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第150条、第185条及び第192条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第70号)の一部を次のように改正する。

第132条、第169条及び第176条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第71号)の一部を次のように改正する。

第5条第13項中「ときは、生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第6号及び第28条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項第5号、第45条第2号及び第59条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第68条第8項中「者」を「肢体不自由」に改める。

第69条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第78条第3項第3号中「指導」を「支援」に改める。

第85条、第97条第1項第8号及び第105条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第10条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第88条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第107条第5項中「栄養士」を「栄養」に改める。

第123条中「第29条から第31条まで」を「第29条、第30条、第31条第4

項」に改める。

(熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第11条 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第38条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第12条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第78号)の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第13条 熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第79号)の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第14条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第7条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第27条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第5項中「従事者」を「従業者」に改める。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第15条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第5条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第22条第1項中「前条」を「前2条」に改める。

第51条第2項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第16条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第17条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条のうち熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第5章の次に1章を加える改正規定中第60条の4に係る部分を次のように改める。

(従業者の配置の基準)

第60条の4 就労選択支援事業所に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第9条中熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第68条第8項及び第78条第3項第3号の改正規定、第10条中熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第107条第5項及び第123条の改正規定、第14条中熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第27条の改正規定、第15条中熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第22条第1項及び第51条第2項の改正規定並びに第17条の規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部改正等を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。